

株 主 各 位

東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号
株 式 会 社 ア ビ ス ト
代表取締役社長 進 顕

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り、書面又はインターネットでの議決権行使（3～4頁）をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。令和4年12月22日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 令和4年12月23日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ 14階 クレセントルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | | 1. 第17期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | | 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第8号議案 | | 連結子会社との吸収合併契約承認の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.abist.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。従って本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト (<https://www.abist.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

<新型コロナウイルス感染予防対応のお願い>

新型コロナウイルス感染予防のため、株主様の安全を第一に考え、下記対応を取らせていただきます。株主の皆様を第一に考えての予防措置ですので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日当日の情勢やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。
- ・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・議場にご来場の株主様におかれましては、マスクの着用をお願いいたします。
- ・当日は、議場受付前に株主様の体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
- ・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けされた方には、スタッフからお声がけさせていただき、ご入場をお断りする場合がございます。

2. 当社の対応について

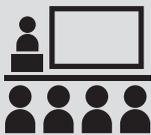
- ・役員及び運営スタッフは、健康状態を確認したうえで当日出席し、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・会場の座席は通常より間隔を広げて設置いたします。座席数が通常の半分以下となり座席数に限りがあります。万が一満席となった場合は、入場をお断りする場合があります。予めご了承ください。

また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、株主の皆様を第一に考え、本総会の運営・会場を変更する場合がございます。運営・会場に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (https://www.abist.co.jp) に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。

当日ご出席の皆様へのお土産は、予定しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 令和4年12月23日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 令和4年12月22日（木曜日）午後5時30分必着

スマートフォンをご利用の株主様



スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使



次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 令和4年12月22日（木曜日）午後5時30分まで

機関投資家の皆様へ

株式会社 ICJ が運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(御用開始のご請求)

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行

「次の画面へ」をクリック

「次の画面へ」

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID (半角)

パスワード
または仮パスワード

「ログイン」をクリック

ログイン

パスワード変更

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび新しいパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

送信

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



① ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

第17期 事業報告

(令和3年10月1日から
令和4年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対する防疫と経済活動の両立が進む一方、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格の高騰、欧米におけるインフレ加速に伴う政策金利引き上げ、中国での経済活動抑制の影響等、先行きに対する不透明感が継続しています。

我が国経済においては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。但し、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループが主力事業を展開する自動車業界及び自動車部品業界においては、半導体等の部品需給の逼迫による生産調整の動きがみられるものの、脱炭素化に向けた世界的な流れは持続しており、次世代技術の開発に向けて研究開発の歩みは益々加速していくものとみられます。当社が主力とする設計開発アウトソーシング事業は生産の上流工程であるため、自動車メーカーの工場稼働停止や減産が、契約解除等の直接的な影響は少ないものとみれておりますが、金融資本市場の変動や原材料価格の上昇、新型コロナウイルス感染症の流行がさらに深刻化した際などには業績に影響を及ぼす可能性もあるため、引き続き、業界の動向に注視する必要があります。

以上のような事業環境のもと、当社は主力事業である設計開発アウトソーシング事業における請負業務の拡大を中心に、積極的な事業推進に励んでまいりました。その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は93億62百万円(前年同期比3.8%増)、営業利益は7億37百万円(同67.9%増)、経常利益は8億36百万円(同35.4%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は子会社関連損失などの特別損失計上により3億64百万円(同45.6%減)となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

①設計開発アウトソーシング事業

当セグメントにおきましては、売上高は91億47百万円(前年同期比5.0%増)となり、セグメント利益(営業利益)は16億73百万円(同30.5%増)、セグメント利益(営業利益)率18.3%となりました。主に請負において一人当たり売上高が堅調に推移し、かつ、計画的に若手技術者の業務配属を成し得たことで、増収増益に寄与いたしました。

②3Dプリント事業

当セグメントにおきましては、D f AM(3Dプリント向け設計)関連の進展などはあるものの、主要顧客における受注遅れや競合他社との価格競争が発生しました。一方、固定費など経費の見直しを実施した結果、売上高は、76百万円(前年同期比7.1%増)となり、セグメント損失(営業損失)は39百万円(前年同期は営業損失86百万円)となりました。

③美容・健康商品製造販売事業

当セグメントにおきましては、第3四半期に事業の選択と集中により美容商品販売を撤退し収益構造の見直しを実施しました。また、第2四半期連結累計期間中にOEM品（ゼリー飲料）の一部品質不適合が発生したことによる製品回収の影響による売上減少と、一部機材の減損を含む構造改革に伴う経費計上により、売上高は1億60百万円（前年同期比31.8%減）となり、セグメント損失（営業損失）は27百万円（前年同期は営業損失6百万円）となりました。

④不動産賃貸事業

当セグメントにおきましては、前第2四半期に収益用不動産を一部売却したことにより、売上高は59百万円（前年同期比22.8%減）となり、セグメント利益（営業利益）は24百万円（同12.6%減）、セグメント利益（営業利益）率41.6%となりました。

（注）セグメント別の売上高は、内部売上高控除前の数値を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は63百万円です。主なものは、以下のとおりです。

工具、器具及び備品	パソコン・ワークステーション	3,060千円
ソフトウェア	基幹システム入替費用	46,588千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループとしては、開かれた、健全で透明な企業活動を展開し、企業価値の増大と収益率の向上により永続的発展を目指していくことが経営上の最も重要な課題であると認識しております。

当社グループの中核事業である設計開発アウトソーシング事業では、「設計技術集団」として事業基盤をより強固なものとし、事業を安定的に拡大発展させていくために、組織的な技術者育成を加速させ、かつ、世情に左右されない強固な受注体制に磨きをかけることが不可欠であります。顧客からの技術的な要求値が高まる傾向において、若手技術者を中心に研修期間が長期化し、リーダー社員における若手技術者への教育工数が増加しております。

その状況下において、即戦力となり早期に売上向上をはかるべく中途採用とパートナー企業の活用を積極的におこなってまいります。加えて、優秀な新卒社員の採用は継続しつつ、①教育管理部門による技術者教育体制の抜本的な改革、②技術と管理能力を持つ中途採用者を活用した若手技術者の教育受け皿の拡大をはかります。並行して、受注拡大と領域拡大を果すための提案営業の実践、業務及び管理体制の効率化、コンプライアンス体制の強化・確立等を、経済環境を見据えながらバランスよく強化推進してまいります。一方、永続的な発展を目指していくためには、中長期的な観点で、当社グループの将来の中核事業となるべき新規事業を育成していくことも必要不可欠であります。そのような観点から、設計開発アウトソーシング事業とのシナジーを活かしたデジタルソリューション開発並びにAR技術を応用した業務効率化を推進し、収益拡大化に取り組んでまいります。また、長期的な視点で社会の持続可能性に配慮した、サステナビリティ経営を目指してまいります。技術者がいきいきと働ける環境を提供し、サステナブルな社会の実現に貢献することで、企業価値の向上を図ってまいります。

取り組みの具体的な内容は以下のとおりであります。

- ①「社員の自主自律による価値創造の確保」など、当社経営理念の社員への浸透
- ②専門性の高い技術者の採用強化（新卒、中途）
- ③顧客のニーズに対応した社員育成体制の確立と強化
- ④新規企業・分野の開拓など顧客の状況に影響されない受注体制の確立
（提案営業の実践）
- ⑤技術者料金のアップ
- ⑥コア業務領域（ランプ・ボデー・内装など）の売上拡大
- ⑦請負業務の拡大を受けた機密情報へのアクセス権の管理強化及び顧客情報のセキュリティ強化
- ⑧個人スマートデバイス連携活用による管理体制の効率化・情報の共有化、経営
コックピットの導入など、更なる情報化の推進
- ⑨顧客に信頼されるコンプライアンス体制の強化・確立
- ⑩美容・健康商品製造販売事業における商品知名度のアップによる売上拡大
- ⑪設計DX及びAR技術を応用した業務効率化
- ⑫3Dプリント事業の新規領域での受注拡大
- ⑬長く安心して働ける会社づくり
- ⑭サステナビリティ取り組みの強化

(5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第14期	第15期	第16期	第17期
		令和元年9月期	令和2年9月期	令和3年9月期	(当連結会計年度) 令和4年9月期
売 上 高 (千円)		9,128,219	9,265,813	9,021,960	9,362,736
経 常 利 益 (千円)		1,351,036	816,263	617,980	836,813
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (千円)		949,198	139,662	669,653	364,064
1株当たり当期純利益 (円)		238.50	35.09	168.27	91.48
総 資 産 (千円)		7,943,746	8,149,089	8,410,338	8,380,017
純 資 産 (千円)		6,059,742	5,769,519	6,141,665	6,152,689
1株当たり純資産額 (円)		1,522.63	1,449.74	1,543.27	1,546.05

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社の状況
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アビストH&F	80,000千円	100%	美容・健康商品の製造販売

(7) 主要な事業内容（令和4年9月30日現在）

当社グループは、当社及び株式会社アビストH&F（連結子会社）の2社で構成されております。

1. 設計開発アウトソーシング事業

設計開発アウトソーシング事業の取引先は、国内の自動車メーカー及びその部品メーカー、家電メーカー、精密機器メーカーなど多岐にわたっております。その他、3D-CAD教育業務では大学等に講師を派遣しております。

2. 3Dプリント事業

3Dプリント事業は、設計開発アウトソーシング事業で培った設計・解析ノウハウやチャンネルなどシナジーを最大限活かし、主に国内メーカーに対して、自社保有の3Dプリンタを活用した受注生産による製造販売事業を行っております。

3. 美容・健康商品製造販売事業

連結子会社の株式会社アビストH&Fにおいて、飲料用酸素水「浸みわたる酸素水」の製造及び一般消費者向け通販事業並びに、「OEMによる飲料の受託製造」などを行っております。

4. 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業として、当社が所有する賃貸ビル（三鷹市1フロア）を顧客企業に賃貸しております。

(8) 主要な事業所（令和4年9月30日現在）

会 社 名	名 称	所 在 地	
当 社	本 社	東京都三鷹市	
	A I ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 本 部	東京都三鷹市	
	東 日 本 事 業 本 部	東 京 支 店	東京都豊島区
		東 京 シ ス テ ム 支 店	東京都豊島区
		宇 都 宮 支 店	栃木県宇都宮市
		東 京 受 託 室	東京都豊島区
		名 古 屋 受 託 室	愛知県名古屋
		静 岡 受 託 課	静岡県静岡市
		豊 橋 A M 事 業 所	愛知県豊橋市
		海 老 名 事 業 所	神奈川県海老名市
	西 日 本 事 業 本 部	第 一 ト ヨ タ 支 店	愛知県豊田市
		第 二 ト ヨ タ 支 店	愛知県豊田市
		名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市
		日 野 支 店	東京都豊島区
		広 島 支 店	広島県広島市
		静 岡 営 業 所	静岡県静岡市
		京 都 営 業 所	京都府京都市
福 岡 事 務 所	福岡県福岡市		
株式会社アビストH&F	本 社 ・ 工 場	熊本県菊池市	

(9) 従業員の状況（令和4年9月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
1,276名	13名(減)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（14名）は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,269名	11名(減)	32.81歳	8.18年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（14名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（令和4年9月30日現在）

借入先	借入額
日本生命保険相互会社	50,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,980,000株 |
| (3) 株主数 | 21,530名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
進 勝 博	650,000株	16.33%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	264,200株	6.64%
A B I S T 社 員 持 株 会	244,800株	6.15%
大 宅 清 文	100,000株	2.51%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100,000株	2.51%
小 林 秀 樹	75,000株	1.88%
進 顕	75,000株	1.88%
進 里 江	75,000株	1.88%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	73,672株	1.85%
大 宅 ヤ イ 子	60,000株	1.51%

(注)持株比率は、自己株式（377株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	進 勝 博	
代表専務取締役	進 顕	
常務取締役	柴 山 憲 司	
取締役専務執行役員	丸 山 範 和	A Iソリューション事業本部長
取 締 役	久留島 秀 彦	監査担当監査室長
取 締 役	山 本 守	株式会社日本橋アカウンティングサービス代表取締役社長、株式会社エータイ取締役、株式会社Cogent Labs 監査役
取 締 役	江 幡 奈 歩	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー
取 締 役	高 尾 真紀子	学校法人法政大学大学院政策創造研究科教授
常 勤 監 査 役	木 下 讓	株式会社アビストH&F 監査役
監 査 役	三 澤 貞 一	株式会社エム・エル・デイ代表取締役、一般社団法人M.L.Dシニアオフィス代表理事
監 査 役	中 山 徹	関東法律事務所弁護士、株式会社サンケイリビング新聞社顧問、株式会社TOKYO TOWER顧問、株式会社ベイエフエム顧問、公益社団法人四谷法人会顧問、特定非営利活動法人保安力向上センター顧問

- (注) 1. 取締役山本守氏、江幡奈歩氏及び高尾真紀子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役三澤貞一氏及び中山徹氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役山本守氏、江幡奈歩氏、高尾真紀子氏、監査役三澤貞一氏及び中山徹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 令和4年10月1日付で進勝博氏は代表取締役会長、進顕氏は代表取締役社長に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社と役員との地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。当該保険の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であります。当該役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する金額について限度額を設定、被保険者による故意の法令違反行為等に起因する損害等は補填の対象外とする措置を講じております。保険料は全額を会社

負担とし、1年毎に契約更新しており、次回も同様の内容で更新することを予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は令和3年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.基本方針

当社取締役の報酬は個々の取締役の各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、株主総会で決議された総額の限度内において、取締役報酬規程の定めに従って取締役会にて決定します。また、当社の取締役の報酬体系は、固定報酬としての基本報酬、業務執行報酬及び担当報酬により構成します。

当社監査役の報酬は、株主総会で決議された総額の限度内において、監査役報酬規程に基づき固定報酬のみで構成され、監査役会にて決定します。

なお、退職慰労金は、当社の役員退職慰労金規程に基づき算定しており、役員の退任時に当社所定の基準による相当額の範囲内で慰労金を支給することを取締役会に一任する旨の株主総会決議を経た上で、取締役会決議にて決定します。

b.固定報酬の個人別の報酬の額及び内容についての決定に関する方針

当社取締役の固定報酬は、年額報酬とし、その12分の1を月額報酬として支払うこととします。役位（基本報酬）・役職（業務執行報酬・担当報酬）・特別な功績や功労を勘案したグレードの全てについて、取締役会による審議・承認事項とし、各報酬の金額については、取締役報酬規程に定められた取締役報酬テーブルにより決定します。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成します。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の固定報酬の限度額は平成26年12月19日開催の定時株主総会において年間報酬総額の上限を200,000千円以内（うち、社外取締役分年額20,000千円以内。ただし、使用人分給与を含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）であります。

当社監査役の固定報酬の限度額は平成26年12月19日開催の定時株主総会において年間報酬総額の上限を40,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	205,041	170,001	-	-	35,040	5
監査役 (社外監査役を除く)	8,822	7,900	-	-	922	1
社外取締役	10,600	10,600	-	-	-	3
社外監査役	4,800	4,800	-	-	-	2

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額であります。

④ 業績連動報酬に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 非金銭報酬の内容

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者及び社外役員の兼職状況並びに当社と当該他の法人等との関係

社外取締役山本守氏は株式会社日本橋アカウンティングサービス代表取締役社長、株式会社エータイ取締役、株式会社C o g e n t L a b s 監査役を兼任しております。当該各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役江幡奈歩氏は阿部・井窪・片山法律事務所パートナーを兼任しております。当該兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役高尾真紀子氏は学校法人法政大学大学院政策創造研究科教授を兼任しております。当該各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外監査役三澤貞一氏は株式会社エム・エル・デイ代表取締役、一般社団法人M.L.Dシニアオフィス代表理事を兼任しております。当該各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外監査役中山徹氏は関東法律事務所弁護士、株式会社サンケイリビング新聞社顧問、株式会社T O K Y O T O W E R 顧問、株式会社バイエフエム顧問、公益社団法人四谷法人会顧問、特定非営利活動法人保安力向上センター顧問を兼任しております。当該各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	山本 守	当事業年度中に開催された取締役会12回全てに出席し、公認会計士としての豊富な知識と経験に基づき、財務及び税務分野に関する適切な助言、提言を行うとともに、独立した立場から経営に対する監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。
社外取締役	江幡 奈歩	当事業年度中に開催された取締役会12回全てに出席し、弁護士として企業法務や知的財産権に関する適切な助言、提言を行うとともに、独立した立場から経営に対する監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。
社外取締役	高尾 真紀子	社外取締役就任後に開催された取締役会10回全てに出席し、政策創造研究科教授としてサステナビリティ経営に関する適切な助言、提言を行うとともに、独立した立場から経営に対する監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。
社外監査役	三澤 貞一	当事業年度中に開催された取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、法曹界における経験と見識に基づき、適切な助言・提言を行うとともに、監査機能を十分に発揮しました。
社外監査役	中山 徹	当事業年度中に開催された取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、法曹界における経験と見識に基づき、適切な助言・提言を行うとともに、監査機能を十分に発揮しました。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法の規定に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り等の算出根拠等を検討した結果、適切と判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集さ

れる株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」について決議しております。その概要及び運用状況は以下の通りです。

(業務の適正を確保するための体制)

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・代表取締役が、事業運営の基本方針の精神を、役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達し、法令及び社会倫理の遵守を周知徹底する。
- ・総務部長が当社及びグループ会社のコンプライアンスを推進するためのコンプライアンス委員会の委員長となり、コンプライアンス体制の構築、維持・整備に当たる。
- ・監査役及び監査室は連携し、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、代表取締役に報告する。
- ・「公益通報者保護規程」に基づき、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為などを通知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないこととする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報は文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、「稟議規程」「文書管理規程」「組織及び業務分掌規程」「職務権限規程」「情報システム運用関連規程」に基づき、担当部門において適切に保存管理を行う。
- ・文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存する。
- ・監査役は、「監査役監査基準」に基づき、文書等を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各部門やカテゴリー毎のリスク管理は、「経理規程」「予算管理規程」「安全衛生管理規程」「固定資産管理規程」「内部者取引防止規程」によるものとする。
- ・リスクマネジメントの確立に向けて、「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」は当社及びグループ会社のリスクの予防及び危機発生時の迅速・的確な対応を図る。
- ・監査役及び監査室は当社及びグループ会社のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。
これを受け、取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ・経営効率の確保のため、執行役員制度を充実させ、取締役の意思決定の迅速化と可能な限りの業務執行権限の委譲により効率化を図る。
- ・取締役会の決定に基づく業務の執行は、「組織及び業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」に基づき遂行する。

- ・代表取締役は、事業管理部に当社及びグループ会社の中期経営計画及び年次経営計画の策定を指示する。また、事業管理部が策定した計画に基づき、各部門が設定した目標・課題に対し、その職務執行が効率的に行われているかを監督する。
 - ・組織関連の規程は、必要に応じて適宜見直し改善をする。
- (5) 当社並びに企業集団における業務適正を確保するための体制
- ・グループ会社において業務の適正を確保するための諸規則を整備する。
 - ・当社グループ全体を俯瞰した経営計画の策定並びに、リスク管理体制・コンプライアンスの体制の構築、維持・整備を行う。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、その人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・経営、コンプライアンス等に係わる社内の重要情報が確実に監査役に提供される仕組みを整備し、運用を徹底する。
 - ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席する。
- (8) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、代表取締役と定期的(四半期ごと)に会合を持ち、監査体制やその他監査の実効性確保に関する事項についての定期的意見交換会を開催する。
 - ・監査役は、監査室及び会計監査人と情報交換を行うなど、連携を図る。
 - ・「監査役監査基準」に基づき、監査役は、必要に応じて、監査室からの報告を求め、また特定の調査を指示することができる。

(業務適正を確保するための体制の運用状況)

- (1) コンプライアンス体制
- 当社は確実かつ効率的なコンプライアンスの実践を可能とするため、コンプライアンス委員会を適宜開催し、グループ全体のコンプライアンス遵守状況の確認と啓蒙を実施しています。また、コンプライアンス計画に則り、反社会的勢力対応、情報セキュリティ等のコンプライアンス教育研修を適宜実施し、コンプライアンスの徹底を図っております。
- (2) リスク管理体制
- 当社はリスク管理委員会を適宜開催し、リスクの未然防止策の検討、及びBCP(事業継続計画)をはじめとしたリスク対応計画の策定を実施しております。
- (3) 職務執行の適正性および効率性の確保
- 取締役会を適宜開催し、経営に関する重要な事項についての意思決定を行うと

ともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。
また、当社は電子ワークフローシステムの導入により稟議制度の運用を電子化しております。これにより、稟議決裁情報をデータベース化して適切に保管し、必要に応じて随時閲覧可能な環境を構築しております。

(4) 監査役監査の実効性

- ・ 監査役は、取締役会及び監査役会に3名全員が出席しております。
また、必要に応じて、その他重要な会議に出席するほか、当社社長と定期的に会合を実施すると共に取締役及び各事業本部長等から情報聴取を行っております。
- ・ 監査役は、会計監査人及び監査室との報告連絡会に3名全員が出席し、意見交換を行い、緊密な連携を図っております。
- ・ 監査役は取締役が決裁した社内稟議を閲覧することで、業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,413,455	流動負債	1,363,105
現金及び預金	3,851,982	短期借入金	50,000
売掛金	1,345,787	未払金	569,479
仕掛品	36,903	未払法人税等	183,734
原材料及び貯蔵品	22,299	賞与引当金	350,008
その他	156,482	株主優待引当金	27,135
固定資産	2,966,562	その他	182,747
有形固定資産	2,082,284	固定負債	864,223
建物及び構築物	1,011,164	役員退職慰労引当金	282,282
機械装置及び運搬具	10,768	退職給付に係る負債	514,809
工具、器具及び備品	26,726	その他	67,131
土地	1,030,745	負債合計	2,227,328
その他	2,880	(純資産の部)	
無形固定資産	199,372	株主資本	6,142,432
その他	199,372	資本金	1,026,650
投資その他の資産	684,905	資本剰余金	1,016,650
投資有価証券	198,200	利益剰余金	4,100,309
繰延税金資産	393,786	自己株式	△1,176
その他	92,919	その他の包括利益累計額	10,257
		退職給付に係る調整累計額	10,257
		純資産合計	6,152,689
資産合計	8,380,017	負債・純資産合計	8,380,017

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和3年10月1日から
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,362,736
売上原価		7,096,517
売上総利益		2,266,218
販売費及び一般管理費		1,528,577
営業利益		737,641
営業外収益		
受取利息	41	
受取手数料	614	
助成金収入	98,545	
その他	184	99,386
営業外費用		
支払利息	215	215
経常利益		836,813
特別損失		
減損損失	38,016	
子会社関連損失	123,214	161,230
税金等調整前当期純利益		675,582
法人税、住民税及び事業税	328,624	
法人税等調整額	△17,106	311,517
当期純利益		364,064
親会社株主に帰属する当期純利益		364,064

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,383,483	流動負債	1,354,036
現金及び預金	3,824,758	短期借入金	50,000
売掛金	1,339,707	未払金	561,358
仕掛品	36,903	未払法人税等	183,405
原材料	16,286	未払消費税等	154,165
前払費用	110,198	預り金	13,464
関係会社短期貸付金	16,216	賞与引当金	350,008
その他	39,412	株主優待引当金	27,135
		その他	14,499
固定資産	2,976,476	固定負債	863,490
有形固定資産	1,861,273	退職給付引当金	529,593
建物	888,223	役員退職慰労引当金	282,282
構築物	1,702	その他	51,615
車両運搬具	1,015	負債合計	2,217,527
工具、器具及び備品	25,863	(純資産の部)	
土地	941,587	株主資本	6,142,432
その他	2,880	資本金	1,026,650
無形固定資産	198,915	資本剰余金	1,016,650
ソフトウェア	198,915	資本準備金	1,016,650
投資その他の資産	916,287	利益剰余金	4,100,309
投資有価証券	198,200	利益準備金	300
関係会社株式	48,575	その他利益剰余金	4,100,009
関係会社長期貸付金	178,379	繰越利益剰余金	4,100,009
繰延税金資産	398,313	自己株式	△1,176
その他	92,819	純資産合計	6,142,432
資産合計	8,359,959	負債・純資産合計	8,359,959

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和3年10月1日から
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,283,312
売 上 原 価		7,018,033
売 上 総 利 益		2,265,278
販売費及び一般管理費		1,499,801
営 業 利 益		765,477
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	679	
受 取 手 数 料	614	
助 成 金 収 入	98,545	
そ の 他	104	99,944
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	215	215
経 常 利 益		865,206
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	231,711	
減 損 損 失	38,016	269,728
税 引 前 当 期 純 利 益		595,477
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	328,295	
法 人 税 等 調 整 額	△16,464	311,831
当 期 純 利 益		283,646

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年11月10日

株式会社アビスト
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 二階堂 博文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松島 康治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アビストの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アビスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年11月10日

株式会社アビスト
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 二階堂 博文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松島 康治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アビストの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年11月11日

株式会社アピスト 監査役会

常勤監査役	木下 譲	㊟
社外監査役	三澤 貞一	㊟
社外監査役	中山 徹	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第17期の期末配当につきましては、当期の業績に応じて安定的かつ継続的な利益還元を行う方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき102円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は405,921,546円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年12月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

なお、当該変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第4条 (現行通り)
第2章 株 式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株 式 第5条～第11条 (現行通り)
第3章 株主総会 第12条～第13条 (条文省略) 第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第3章 株主総会 第12条～第13条 (現行通り) (削除)

現行定款	変更定款案
<p>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または記録をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対しても提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第14条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第17条 (現行通り)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>第19条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第20条2及び3 (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>第22条2 (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (現行通り)</p> <p>第19条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は、15名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</p> <p>第20条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第20条2及び3 (現行通り)</p> <p>第21条 (現行通り)</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第22条2 (現行通り)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行通り)</p>

現行定款	変更定款案
<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条（条文省略）</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨を取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 （新設）</p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条（取締役の責任免除） 1～2（条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条（監査役および監査役会の設置） 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>第32条（監査役の数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条（現行通り）</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨を取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条（業務執行の決定の取締役への委任） 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役にこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第30条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第31条（取締役の責任免除） 1～2（現行通り）</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第32条（監査等委員会の設置） 当社は監査等委員会を置く。 （削除）</p>

現行定款	変更定款案
<p>第33条（監査役の選任） <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第34条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第35条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第36条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>第33条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第37条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第34条（監査等委員会の決議方法） <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>第38条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>第35条（監査等委員会の議事録） <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>第39条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第36条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第40条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第41条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更定款案
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p>	
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条（会計監査人の設置） （条文省略）</p> <p>第43条（会計監査人の選任） （条文省略）</p> <p>第44条（会計監査人の任期） 1～2（条文省略）</p> <p>第45条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条（会計監査人の設置） （現行通り）</p> <p>第38条（会計監査人の選任） （現行通り）</p> <p>第39条（会計監査人の任期） 1～2（現行通り）</p> <p>第40条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条（事業年度） （条文省略）</p> <p>第47条（期末配当金） （条文省略）</p> <p>第48条（中間配当金） （条文省略）</p> <p>第49条（期末配当金等の除斥期間） 1～2（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条（事業年度） （現行通り）</p> <p>第42条（期末配当金） （現行通り）</p> <p>第43条（中間配当金） （現行通り）</p> <p>第44条（期末配当金等の除斥期間） 1～2（現行通り）</p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置） 当社は、第17期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第17期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p> <p>第2条（電子提供措置等に関する経過措置） 変更後定款第14条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(8名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者一覧

候補者番号	氏名				現在の当社における地位	取締役会・監査役会への出席状況	
①	しん 進	かつ 勝	ひろ 博	男性	代表取締役会長	取締役会 100%(12回/12回)	
②	しん 進	あきら 顕		男性	代表取締役社長	取締役会 100%(12回/12回)	
③	しば 柴	やま 山	けん 憲	じ 司	男性	常務取締役	取締役会 100%(12回/12回)
④	まる 丸	やま 山	のり 範	かず 和	男性	常務取締役	取締役会 100%(12回/12回)
⑤	み 三	さわ 澤	てい 貞	いち 一	男性	社外監査役	取締役会 100%(12回/12回) 監査役会 100%(12回/12回)
⑥	たか 高	お 尾	まき 真	こ 紀子	女性	社外取締役	就任後に開催された 取締役会 100%(10回/10回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有 株式数
1	しん かつ ひろ 進 勝 博 (昭和13年 8月7日)	平成9年9月	旧日本ビジネス開発株式会社入社	650,000 株
		平成13年3月	同社 執行役員	
		平成15年3月	同社 取締役	
		平成16年3月	同社 常務取締役	
		平成17年3月	同社 代表取締役副社長	
		平成18年3月	JBSエンジニアリング株式会社(現株式会社アビスト)設立 代表取締役社長	
		平成25年3月 令和4年10月	株式会社アビストH&F取締役 当社 代表取締役会長(現任)	

取締役候補者として選任した理由

進勝博氏は、当社の創業者及び代表取締役社長として長年にわたり、当社グループの経営を牽引し、現職では代表取締役会長として、経営を担っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
2	進 顕 (昭和45年 11月13日)	平成 5年 4月 株式会社明治屋入社 平成18年12月 明治屋商事株式会社転籍 平成23年10月 三菱食品株式会社転籍 平成24年 7月 当社 入社 関連事業部担当部長 平成24年10月 当社 新規事業開発担当部長 平成25年 3月 株式会社アビストH&F代表取締役社長 平成30年12月 当社 常務取締役社長付新規事業担当/AビストH&F担当 令和元年10月 当社 常務取締役社長付新規事業担当/A Iソリューション事業担当/株式会社アビストH&F担当 令和 2年 4月 当社 専務取締役 令和 3年 12月 当社 代表専務取締役 令和 4年 10月 当社 代表取締役社長 (現任)	75,000株
取締役候補者として選任した理由 進顕氏は、新規事業開発部門の要職や専務取締役を歴任し、現職では代表取締役社長として、経営全般に関するリーダーシップを発揮して参りました。経営全般に関する深い知見及び経営的な視点からグループ全体の更なる成長と企業価値向上に期待できることから引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
3	柴山 憲司 (昭和48年 3月23日)	平成 9年 4月 株式会社ワールドファニシング入社 平成12年 9月 ワールド東海株式会社入社 平成13年11月 旧日本ビジネス開発株式会社入社 平成18年 4月 JBSエンジニアリング株式会社 (現株式会社アビスト) 入社 名古屋支店長 平成20年10月 当社 執行役員中部関西支社長 平成21年10月 当社常務執行役員経営推進部門長 平成21年12月 当社 取締役常務執行役員経営推進部門長 平成23年12月 当社 専務取締役経営推進部門長兼関連事業部長 平成24年10月 当社 専務取締役経営推進部門長 平成27年10月 当社 専務取締役事業本部長 平成29年12月 当社 取締役専務執行役員事業本部長 令和元年10月 当社 取締役執行役員社長特命担当 令和 2年 1月 当社 取締役常務執行役員社長特命担当 令和 3年 4月 当社 常務取締役 (現任)	2,400株
取締役候補者として選任した理由 柴山憲司氏は、創業期より長年にわたり営業部門の要職を歴任し、当社の成長を牽引してまいりました。豊富な営業経験、業界に対する深い知識や人脈を有していることから引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有 株式数
4	まるやまのりかず 丸山 範和 (昭和45年 3月10日)	平成 4年 4月 神鋼電機株式会社(現シンフォニアテクノロジーズ株式会社)入社 平成12年 5月 株式会社エブリネット入社 平成13年 4月 旧日本ビジネス開発株式会社入社 平成18年 4月 JBSエンジニアリング株式会社入社(現株式会社アビスト)入社 平成25年10月 当社 総務部長 平成26年10月 当社 経営管理企画部長 平成28年10月 当社 執行役員総務部長 平成30年12月 当社 取締役執行役員総務部長 平成31年 3月 当社 取締役執行役員総務部長兼A Iソリューション部長 令和元年10月 当社 取締役常務執行役員A Iソリューション事業本部長 令和 2年 1月 当社 取締役執行役員A Iソリューション事業本部長 令和 2年 4月 当社 取締役専務執行役員A Iソリューション事業本部長 令和4年 10月 当社 常務取締役(現任)	6,700 株
取締役候補者として選任した理由 丸山範和氏は、管理部門全般及びAIソリューション事業本部長を歴任、また管理部門担当の常務取締役としての役割・職責を実行的に果たしております。テクノロジー分野に関する幅広い知識と管理部門全般に精通する知識を有していることから引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立</div> みさわていち 三澤 貞一 (昭和24年 3月10日)	昭和48年12月 銀座法律事務所(現阿部・井窪・片山法律事務所)勤務(インターンシップ) 昭和60年 2月 リッカー株式会社更生管財人補佐 昭和62年11月 株式会社エム・エル・デイ代表取締役(現任) 平成 3年 1月 阿部・井窪・片山法律事務所事務長兼チーフスタッフ 平成 3年12月 株式会社マルコー更生管財人補佐 平成11年11月 有限会社経営法学倶楽部取締役 平成17年11月 株式会社セットアップ監査役 平成17年11月 株式会社ヴィンテージ・ジャパン監査役 平成23年12月 一般社団法人M.L.Dシニアオフィス代表理事(現任) 平成23年12月 当社 監査役(現任)	-
社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要 三澤貞一氏は、長年にわたって会社更生・民事再生手続等の事業再生、危機管理、M&Aほか企業活動全般の支援等に携わり、また事務長として法律事務所運営に関わるなど豊富な経験と見識を有しております。取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・指摘を期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数				
6	<table border="1"> <tr> <td>社外</td> <td>独立</td> </tr> <tr> <td>たかお</td> <td>まきこ</td> </tr> </table> 高尾真紀子 (昭和37年 5月6日)	社外	独立	たかお	まきこ	昭和60年 4月 株式会社長銀経営研究所入社 平成11年 3月 株式会社価値総合研究所入社 平成27年 4月 学校法人法政大学入職 大学院政策創造研究科教授(現任) 令和3年 12月 当社 取締役(現任)	-
社外	独立						
たかお	まきこ						
社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要 高尾真紀子氏は長年にわたりシンクタンクにて経済及び金融情勢に関する研究活動に携わり、現在は、法政大学大学院政策創造研究科の教授として、地域政策や社会保障等に対する幅広い研究を行い、会社経営や社会問題に関する専門的な知識・経験等を有しております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記知識・経験より、当社におけるサステナビリティ経営に関する適切な提言・助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。							

- (注)
- 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2.三澤貞一氏及び高尾真紀子氏は社外取締役候補者であり、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3.三澤貞一氏の当社社外監査役としての就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって11年となります。
 - 4.高尾真紀子氏の当社社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
 - 5.当社は、三澤貞一氏及び高尾真紀子氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 6.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社と役員の地位に基づき行った行為(不作為を含む。)に起因して、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する金額について限度額を設定、被保険者による故意の法令違反行為等に起因する損害等は補填の対象外とする措置を講じております。保険料は全額を会社負担とし、1年毎に契約更新しており、全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。
 - 7.取締役候補者高尾真紀子氏の戸籍上の氏名は、甘樂真紀子氏であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会・監査役会への出席状況
1	く り し ま ひ で ひ こ 久留島 秀 彦 新任	男性 取締役	取締役会 100%(12回/12回)
2	や ま も と ま も る 山 本 守 新任 社外取締役 独立役員	男性 社外取締役	取締役会 100%(12回/12回)
3	え ば た な ほ 江 幡 奈 歩 新任 社外取締役 独立役員	女性 社外取締役	取締役会 100%(12回/12回)
4	な か や ま と お る 中 山 徹 新任 社外取締役 独立役員	男性 社外監査役	取締役会 100%(12回/12回) 監査役会 100%(12回/12回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
1	く り し ま ひ で ひ こ 久留島 秀 彦 (昭和47年 8月 3日)	平成10年 3月 旧日本ビジネス開発株式会社入社 平成17年 4月 同社 東京支店長 平成18年 1月 同社 関東支社長 平成18年 4月 JBSエンジニアリング株式会社(現株式会社アビスト)入社 関東支社長 平成18年10月 当社 事業部長 平成18年12月 当社 取締役事業部長 平成19年10月 当社 取締役横浜支店長 平成19年12月 当社 横浜支店長 平成22年12月 当社 取締役横浜支店長 平成23年10月 当社 取締役関連事業部担当部長 平成24年10月 当社 取締役新規事業開発部長 平成25年 3月 株式会社アビストH&F専務取締役 平成25年 4月 当社 取締役 平成29年12月 当社 取締役執行役員 平成30年12月 株式会社アビストH&F代表取締役社長 令和 2年10月 当社 取締役監査担当 令和 3年 1月 当社 取締役監査担当監査室長(現任)	30,000株

監査等委員である取締役候補者として選任した理由
 久留島秀彦氏は、創業期より長年にわたりグループの要職を歴任し、グループの業務に関する幅広い知識を有しております。監査室長として役割・責務を実効的にはたしていることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> <small>やまもと まもる</small> 山本 守 (昭和31年 5月 1日)	昭和56年 4月 監査法人朝日会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 東京事務所入社 平成 7年 5月 同法人 社員就任 (現パートナー) 平成14年 5月 同法人 代表社員就任 (現パートナー) 平成30年 7月 株式会社日本橋アカウンティングサービス設立 代表取締役社長 (現任) 平成30年 7月 株式会社エータイ 取締役 平成30年12月 当社 取締役 (現任) 令和元年 6月 株式会社 Cogent Labs 監査役 (現任)	-
<p>監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要 山本守氏は、有限責任あずさ監査法人にて上場企業支援に多数携わり、公認会計士として豊富な知識と経験を有しています。また、株式会社日本橋アカウンティングサービスの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社における財務及び税務分野全般に関する指導・助言をいただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> <small>えばた なほ</small> 江幡 奈歩 (昭和50年11月 2日)	平成11年 4月 司法研究所 (第53期) 平成12年10月 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 平成16年 7月 特許庁総務部総務課制度改正審議室 平成17年 7月 阿部・井窪・片山法律事務所復職 平成20年 1月 同事務所パートナー就任 (現任) 令和 2年12月 当社 取締役 (現任)	-
<p>監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要 江幡奈歩氏は、国内外の企業法務及び特許権等の知的財産に関する支援に多数携わり、弁護士として豊富な知識と経験を有しています。同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記知識・経験より、当社における企業法務や特許権等の知的財産に関する指導・助言をお願いするとともに、経営の監督とチェック機能の観点からも社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> なかやま とおる 中山 徹 (昭和17年3月24日)	昭和51年 4月 東京地方検察庁入庁 昭和52年 4月 板井法律特許事務所入所 平成 6年 2月 株式会社ヤナセ埼玉 顧問 平成 7年 7月 株式会社コナカ 顧問 平成10年 2月 関東法律事務所入所 (現任) 平成10年 2月 株式会社サンケイリビング新聞社顧問 (現任) 平成10年 4月 株式会社 TOKYO TOWER 顧問 (現任) 平成13年 2月 京北ヤクルト販売株式会社顧問 平成15年 6月 株式会社 TOKYO TOWER 社外監査役 平成18年 2月 株式会社ベイエフエム顧問 (現任) 平成29年 3月 公益社団法人四谷法人会顧問 (現任) 令和2年12月 当社 監査役 (現任) 令和3年 5月 特定非営利活動法人保安力向上センター顧問 (現任)	-
<p>監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要</p> <p>中山徹氏は、関東法律事務所にて弁護士として、法曹界における長年の経験と見識を有しています。同氏は、これまで、当社監査役として取締役会の意思決定の適正性の確保のため、適切な助言・指摘を遂行いただいております。直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記知識・経験より、当社における企業法務全般に関する指導・助言いただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 山本守、江幡奈歩、中山徹の各氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は山本守、江幡奈歩、中山徹の各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 山本守氏の当社社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
4. 江幡奈歩氏の当社社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
5. 中山徹氏の当社社外監査役としての就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、山本守氏、江幡奈歩氏、中山徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏が取締役選任され就任した場合には、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社と役員の地位に基づき行った行為(不作為を含む。)に起因して、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する金額について限度額を設定、被保険者による故意の法令違反行為等に起因する損害等は補填の対象外とする措置を講じております。保険料は全額を会社負担とし、1年毎に契約更新しており、全ての取締役候補者は、取締役選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。
8. 取締役候補者江幡奈歩氏の戸籍上の氏名は、貴田奈歩氏であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年12月19日開催の第9期定時株主総会において年額2億円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を、年額5.5億円以内(うち社外取締役分は年額3千万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、(参考資料)のとおりに変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案の上、合理的な範囲で取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く)は6名(うち社外取締役2名)となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

(参考資料)

1. 基本方針

- ・中長期戦略との高い連動性を持つ。
- ・業績、パフォーマンスを反映し、経営戦略実現への動機づけ要因となる。
- ・透明性、説明性のある報酬決定プロセスとする。

2. 報酬水準

外部専門機関の調査による他社水準、同業・同規模企業の国内企業群をベンチマークに、デジタルソリューション企業という当社のあるべき姿を達成するために必要な人材を確保することができる水準を設定します。

3. 報酬構成

(1) 報酬比率

業務執行取締役(監査等委員である取締役を除く社内取締役)は基本報酬(固定報酬)、業績連動報酬(変動報酬)で構成し、非業務執行取締役(監査等委員である取締役、社外取締役)は基本報酬のみとします。

業務執行取締役の報酬比率は、高い業績連動性を持つ報酬とするために、中期経営計画の期間(2023年9月期~2027年9月期)にて、段階的に、取締役の役員・役割に応じて下記の通り変動比率を設定します。

役員	固定報酬比率	変動報酬比率
代表取締役社長	40%	60%
専務取締役、常務取締役	50%	50%
その他取締役	65%	35%

なお、退職慰労金は、当社の役員退職慰労金規程に基づき算定しており、役員の退任時に当社所定の基準による相当額の範囲内で慰労金を支給することを取締役会に一任する旨の株主総会決議を経た上で、取締役会決議にて決定します。

(2) 報酬比率の段階的設定
報酬比率については中期経営計画期間にて下記の通り段階的に設定していきます。

事業年度	固定/変動比率 (%)		
	代表取締役社長	専務・常務	その他取締役
2023年9月期(18期)	80/20	90/10	100/0
2024年9月期(19期)	70/30	80/20	90/10
2025年9月期(20期)	60/40	70/30	80/20
2026年9月期(21期)	50/50	60/40	70/30
2027年9月期(22期)	40/60	50/50	65/35

4. 報酬体系

(1) 固定報酬

固定報酬は、毎月固定額を支払う基本報酬とする。基本報酬は、役割・責任に基づく固定額を決定します。基本報酬の改定は、役割・責任の変更により決定します。

(2) 変動報酬

変動報酬は、年1回 12月に支払う業績連動賞与とします。変動報酬は、経営戦略に関連性を持ち、戦略実現の動機付け要因となることを前提に、営業利益達成率及び役員ごとのミッションによる評価により決定します。

5. 算定方法

(1) 業績連動賞与

役位別に定める標準賞与額に対し、事業年度の営業利益達成度による支給率と役員ごとの評価係数による金額を前提に、報酬委員会にて業績評価の妥当性、報酬支給額や支給の可否を審議します。

営業利益達成度による支給率については、その達成度に至った経緯を考慮して算出します。なお、達成度は業績連動賞与増減の影響を除外して算出するが、業績連動賞与増加額が営業利益増加額を上回らないように設定します。

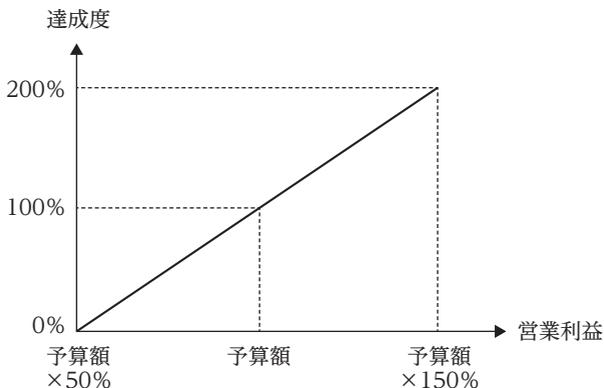
a. 業績連動賞与計算式

標準賞与額×営業利益達成度による支給率×個人評価係数

b. 営業利益達成度による支給率

達成度 = ((営業利益実績 ÷ 営業利益開示予算 - 1) × 2 + 1) × 100

変動幅は ±50% にて達成度を算出します。



達成度をベースに事業年度における人件費の状況等を勘案して支給率を算定します。支給率は、下限0%～上限200%とします。

c. 個人評価係数

年度開始時点に目標を宣言し年度終了時点で評価します。評価は各役員の目標を数値化した指標により行います。

社長は自ら目標を宣言、社長以外の取締役の目標は社長と各取締役の面談により決定します。評価については、各取締役の自己評価、社長以外の取締役については社長の評価をもとにした評価結果について報酬委員会にて審議・承認します。評価係数は±20%とします。

6. 報酬委員会

(1) 報酬制度の設計内容について審議

本改定時は、報酬諮問委員会にて改定内容の審議を行います。改定後は、毎年、内容について見直しが必要か審議します。

(2) 業績評価の妥当性、報酬支給額や支給の要否を審議

営業利益達成度による支給率と個人評価係数について審議します。

(3) 有価証券報告書等の対外開示資料について、開示内容の妥当性を審議 制度の開示内容や、役員報酬実績について審議します。

7. クローバック（報酬の返還請求）

退任する役員に次のいずれかに該当する事項があった場合は、賞与及び株式報酬を受ける権利又は支給済みの賞与及び株式報酬の全部若しくは一部の返還請求を報酬委員会にて審議し取締役会で決議します。

a. 重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合

b. 役員の在任期間中に会社と当該役員の委任契約等に反する重大な違反があったと取締役会が判断した場合

c. その他、項目a,bに準ずると取締役会が判断した場合

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件」に記載のとおり、本議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を第5号議案添付の（参考資料）のとおりに改訂することを予定しております。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案の上、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます木下讓氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
<small>きのした りゅうじゅん</small> 木 下 讓	令和2年12月 当社 常勤監査役(現任)

第8号議案 連結子会社との吸収合併契約承認の件

1.合併を行う理由

株式会社アビストH&Fは当社グループの美容・健康商品製造販売事業を行ってまいりましたが、管理機能強化及び営業支援による収益性の改善、保有資産の運用の最適化を目的として、当社が株式会社アビストH&Fを吸収合併することといたしました。

当該合併は当社を存続会社とし、株式会社アビストH&Fを消滅会社とする吸収合併方式です。現時点の試算では合併差損が生じる可能性があるため、本総会における承認決議を経て当該合併を実施する予定です。なお、吸収合併実施は、2023年2月1日を予定しています。

2.合併契約の内容の概要

吸収合併契約書（写）

株式会社アビスト（以下、「甲」という。）及び株式会社アビストH&F（以下、「乙」という。）は、合併に関して以下のとおり合意する。

（吸収合併）

第1条 甲及び乙は 合併して、甲は存続し、乙は権利義務の全部を甲に承継させて解散する。

2 合併 の当事者 の商号及び住所は、次の各号のとおりである。

（1）甲 吸収合併存続会社

商号 株式会社アビスト

住所 東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号

（2）乙 吸収合併消滅会社

商号 株式会社アビストH&F

住所 熊本県菊池市七城町蘇崎字十三部1365番地8

（吸収合併 存続会社が交付する金銭等）

第2条 甲は乙の全株式を所有しており、合併に際して一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額）

第3条 甲は、乙との合併により、資本金の額及び準備金の額を増加しない。

（効力発生日）

第4条 合併の効力発生日は、2023年2月1日とする。ただし、同日までに合併に必要な手続を遂行できないときは、甲乙間で協議の上、合併の効力発生日を変更することができる。

（合併承認決議）

第5条 甲及び乙は、合併の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（権利義務全部 の承継）

第6条 甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産、負債 その他一切の権利義務を承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって 業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙間で協議の上、これを行う。

(契約内容の変更又は解除)

第8条 本契約締結後、合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の理由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合は、甲乙間で協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 合併につき第5条に定める適法な甲及び乙の機関決定が得られないときは、本契約は効力を失うものとする。

(規定外条項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項について又は本契約の解釈に疑義が生じた場合については、本契約の趣旨に従い甲乙間で誠意をもって協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写しを保管するか、又は、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2022年10月12日

(甲) 東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号
株式会社アビスト
代表取締役社長 進 顕

(乙) 熊本県菊池市七城町蘇崎字十三部1365番地8
株式会社アビストH&F
代表取締役社長 石 井 祐 吾

3.事前開示事項の内容の概要

(1)合併対価の相当性に関する事項

当社と株式会社アビストH&Fとは、完全親子会社の関係にあるため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付はありません。なお、合併による当社の資本金の増加はありません。

(2)合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

(3)株式会社アビストH&Fの最終事業年度に係る計算書類等の内容
以下に記載の通りです。

第9期事業報告

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社の主力事業ともなる飲料業界においては、当年度の市場は本来、東京オリンピック・パラリンピックの開催年で、国民の高揚感やイベント参加による外出増、訪日外国人観光客の増加といった飲料消費を嵩上げする要素も揃っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大によって全てが覆され、国内飲料市場規模は、メーカー出荷金額ベースで前年度比93.4%と2年連続で減少しております。

以上のような事業環境のもと、当社の美容・健康商品製造販売事業において、美容商品のテレビ通販放映による売上が減少した一方で、水素水のOEM受注や広告宣伝費を含む経費の見直しを実施した結果、当事業年度における当社の売上高は2億35百万円（前年比9.1%減）、営業損失は6百万円（前年は営業損失48百万円）、経常損失は7百万円（前年は経常損失49百万円）となり、当期純損失は8百万円（前年は当期純損失49百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は22百万円です。主なものは、以下のとおりです。

機械装置 中古充填機・サブタンク 22,608千円

(3) 資金調達の状況

令和2年12月1日、株式会社アビストより90,000千円の借入をいたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は事業基盤をより強固なものとし、事業を安定的に拡大発展させていくために、工場稼働率の向上を加速させ、世情に左右されない強固な受注体制に磨きをかけることが不可欠であります。また、大幅な経費の見直しを実施しつつ、各商品の取扱い継続の有無も判断しながら、早期黒字化の実現を図ってまいります。取り組みの具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 組織、要員の最適化（製造工場となる熊本事業所への集約）
- ② 新規OEMの受注（自社製品以外の販路も構築）
- ③ 各商品、各事業に対する継続有無の判断（赤字懸念を排除）

(5) 財産及び損益の状況

	第8期 令和2年9月期	第9期 (当事業年度) 令和3年9月期
売上高 (千円)	259,192	235,532
経常損失 (千円)	49,235	7,380
当期純損失(千円)	49,841	8,373
1株当たり当期純損失 (千円)	107.18	18.00
総資産 (千円)	360,269	488,237
純資産 (千円)	208,243	199,869
1株当たり純資産額 (千円)	447.83	429.82

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アビスト	10億2,665万円	100%	設計開発アウトソーシング事業

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (令和3年9月30日現在)

美容・健康商品製造販売事業として、飲料用「浸みわたる水素水」の製造及び一般消費者向け通販事業並びに「飲料のOEM受託製造」などを行っております。

(8) 主要な事業所 (令和3年9月30日現在)

名称	所在地
熊本事業所 (本社・工場)	熊本県菊池市
東京事業所	東京都三鷹市

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
13名	△1名(減)

(10) 主要な借入先及び借入額 (令和3年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社アビスト	194,595千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項
 (1) 発行可能株式総数 500,000株
 (2) 発行済株式の総数 465,000株
 (3) 株主数 1名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社アビスト	465,000株	100.0%

3. 会社役員に関する事項
 (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 井 祐 吾	株式会社アビスト 総務部付担当部長
取締役	多々良 高行	株式会社アビスト 事業管理部長
取締役	鈴 木 和 幸	株式会社アビスト 総務部長
監査役	木 下 謙	株式会社アビスト 監査役

- (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	取締役	石井 祐吾	令和2年12月1日
取締役	代表取締役社長	上野 誠也	令和2年12月1日
取締役	(就任)	藤田 知哲	令和2年12月1日
(辞任)	取締役	池田 悠	令和3年5月11日
(辞任)	取締役	上野 誠也	令和3年6月30日
(辞任)	取締役	藤田 知哲	令和3年6月30日
取締役	(就任)	多々良 高行	令和3年7月1日
取締役	(就任)	鈴木 和幸	令和3年7月1日

- (3) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰 労金	
取締役	6,089	5,667	-	-	422	1
監査役	-	-	-	-	-	-

4. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 当社の取締役会は、会社法及び会社法施行規則に基づき、慎重に審議を重ね、業務の適正を確保しております。

貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	191,556	流動負債	77,612
現金及び預金	83,692	未払金	72,172
売掛金	51,417	預り金	197
商品及び製品	1,176	未払法人税等	388
原材料及び貯蔵品	24,600	その他の流動負債	4,854
前払費用	19,601	固定負債	210,754
未収入金	6,710	長期借入金	194,595
その他の流動資産	4,357	長期未払金	15,516
固定資産	296,680	繰延税金負債	641
有形固定資産	294,857	負債合計	288,367
建物及び構築物	137,507	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	66,656	株主資本	199,869
工具、器具及び備品	1,535	資本金	80,000
土地	89,157	資本剰余金	128,243
その他	-	資本準備金	20,000
無形固定資産	1,722	その他資本剰余金	108,243
ソフトウェア	1,722	利益剰余金	△8,373
投資その他の資産	100	その他利益剰余金	△8,373
敷金保証金	100	繰越利益剰余金	△8,373
資産合計	488,237	純資産合計	199,869
		負債・純資産合計	488,237

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		235,532
売 上 原 価		93,918
売 上 総 利 益		141,614
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		148,254
営 業 損 失		6,639
営 業 外 収 益		
雑 収 入	105	106
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	591	
雑 損 失	255	847
経 常 損 失		7,380
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	37	37
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		7,343
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	388	
法 人 税 等 調 整 額	641	1,030
当 期 純 損 失		8,373

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	420,000	330,000	-	330,000	△ 541,756	△ 541,756	208,243
当期変動額	-	-	-	-	-	-	-
減資	△ 340,000	-	340,000	340,000	-	-	-
準備金から剰余金へ振替	-	△ 310,000	310,000	-	-	-	-
欠損填補	-	-	△ 541,756	△ 541,756	541,756	541,756	-
当期純利益・損失(△)	-	-	-	-	△8,373	△8,373	△8,373
当期変動額合計	△ 340,000	△ 310,000	108,243	△ 201,756	533,383	533,383	△ 8,373
当期末残高	80,000	20,000	108,243	128,243	△8,373	△8,373	199,869

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用目的分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 (減損損失累計額含む)

403,118千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- (1) 関係会社に対する短期金銭債権
- (2) 関係会社に対する短期金銭債務
- (3) 関係会社に対する長期金銭債務

1,770千円

85千円

194,595千円

監査報告書

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類は、会社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 追記事項

親会社の株式会社アビストにおいて、会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査を受け、適正結果を得ております。

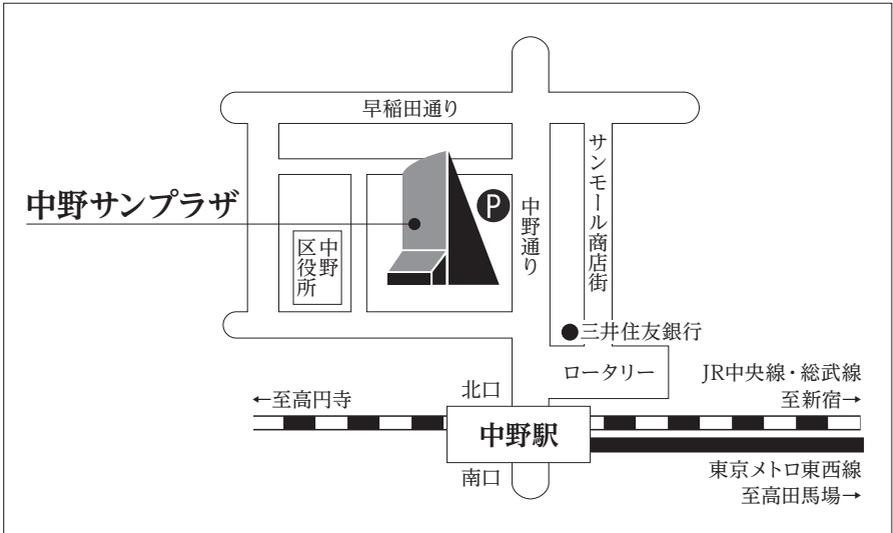
令和3年9月30日

株式会社アビストH&F
監査役 木下 譲

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ14階 クレセントルーム
連絡先：03-3388-1151（代表）



<交通のご案内>

中野駅（JR中央線・総武線、東京メトロ東西線）北口より徒歩1分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。